

事業用償却資産の所有者は申告が必要です

毎年、賦課期日(1月1日)時点で事業用の償却資産を所有している個人・法人は、1月31日までに償却資産所在地の市町村長に申告をすることが、法律で義務づけられています。

無申告の場合や虚偽の申告をした場合は、過料や罰金刑などが科される場合があります。必ず申告してください。

☎ 税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380

申告書の提出

前回申告をした事業主には、申告書用紙を12月中旬に送付します。申告が必要で用紙がない人は、町ホームページでダウンロードするか問い合わせ先に連絡してください。



また、電子申告(eLTAX)^{エルタックス}で行うこともできます。利用方法は、地方税ポータルシステムのホームページで確認してください。

※法人税・所得税の確定申告とは異なります。間違いのないよう申告をお願いします。

提出期限 令和7年1月31日(金)

提出先 税務課 固定資産税係
(役場1階2番窓口)

提出方法 郵送、窓口、電子申告

償却資産とは

事業の用に供されている構築物・機械・器具・備品などで、具体的には次のようなものです。

業種	対象となる主な償却資産(例)
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事など
農業	堆肥舎、サイロ、コンバイン(大型特殊自動車)、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚/ケース(冷凍機や冷蔵機付きを含む)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、門・塀・緑化施設等の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど

税額の計算方法

課税対象となる全ての償却資産の課税標準額を合計した額の1.4%。ただし、合計した額が150万円未満の場合は「免税」となり、償却資産に対して固定資産税の課税はありません。

12月21日はバス・電車・コミュニティ交通無料の日

12月21日(土)は、町内を運行するのーと UME らいと、福田地区・津森地区乗合タクシーに無料で乗れます。また、熊本連携中枢都市圏を一部でも通過する路線バスや電車も無料で利用できます。

この機会に公共交通でお出かけしてみませんか。

※空港リムジンバスや高速バスは対象外。詳しくは、町や熊本市のホームページをご確認ください。



対象の公共交通機関

- ・熊本市周辺の一部のコミュニティ交通
(益城町では、のーと UME らいと、福田地区乗合タクシー、津森地区乗合タクシーが該当)
- ・熊本連携中枢都市圏を一部でも通過する路線バス
- ・熊本電鉄電車、熊本市電の全線

☎ 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223